

平成27年度財政援助団体等監査における指摘事項及び改善策について

| NO. | 指 摘 事 項 | 改 善 策 |
|-----|--|--|
| | 【東海村商工会事業費補助金について】 | |
| | ①(指摘事項なし) | |
| | ②定款において、役員の選任規定が明確にされていないので、改善を要する。 | 会長以下、役員の規定が明確になるよう、定款の改正について商工会と協議を行ってまいります。 |
| (1) | ③補助金は厳しい環境の中で経営改善に取り組む中小事業者の支援に資するためのものであることから、所管課は既補助金団体であっても申請内容と申請申込締切日を周知するための通知書を4月中には送付して、指定期日(補助金等交付規則第4条)までに審査書類を提出させて、所管課が審査調書を作成し、交付決定基準に基づく審査を厳に行い、補助金が効率効果的に使用されるように指導しなければならないのに、毎年、前例を踏襲して交付決定している。審査調書には所見記入なし、審査日欄、承認押印記入欄がない。 今後、所管課は事前審査及び事後評価を厳重に行い、適切な支援ができるよう努めてほしい。 | 補助金の申請時期については、中小企業者の支援のための事業に支障が出ないよう、早期申請を行うよう周知徹底を図りますとともに、事業計画が補助金交付の目的に合致しているか等、申請内容及び実績報告等について厳正な審査を行い、補助金の効果的な執行に努めてまいります。 |
| | ④平成24、25年度分収支計算書の収入の前年度繰越金に誤謬があった。前年度決算を必ず参照し、正確な財務三表の作成に努められたい。 | 収支決算書は、当該年度の会計処理について証するものであることから、今後は、事務処理に遺漏が無いよう、指導・確認を適切に行ってまいります。 |
| | 【東海村商工会館建設特別会計補助金について】 | |
| (2) | 地方経済状況がまだまだ低迷し続けている中、長年にわたり懸案となっていた商工会館が立派に完成したので、本村の地域経済活動の拠点として更なる経済支援活動を推進することが期待される。 建設特別会計では多額の寄付金と長・短期借入金が残っているので、今後は地域商工業者の振興を図るとともに、余剰金を増やし、無理のない返済計画を立て着実に実行するよう求める。 | 今後も商工会と連携し、地域経済の活性化に資するための事業について、引き続き検討してまいります。 また、商工会館の建設費に係る借入金の返済については、既存の事業に支障をきたすことなく着実に実行できるよう、適宜指導等を行ってまいります。 |
| | 【東海村観光協会事業費補助金について】 | |
| (3) | 所管課は既補助金団体であっても申請内容と申請申込締切日を周知するための通知書を4月中には送付して、指定期日(補助金等交付規則第4条)までに審査書類を提出させて、所管課が審査調書を作成し、交付決定基準に基づく審査を厳に行い、補助金が効率効果的に使用されるように指導しなければならないのに、毎年、前例を踏襲して交付決定している。審査調書には所見記入なし、審査日欄、承認押印記入欄がない。 今後、所管課は事前審査及び事後評価を厳重に行い、適切な支援ができるよう努めてほしい。 | 補助金の申請時期については、必要書類を指定期日までに提出するよう周知徹底を図りますとともに、申請内容及び実績報告等について厳正な審査を行い、補助金が効率的・効果的に使用されるよう指導、確認を行い、適切な支援を行ってまいります。 |

平成27年度財政援助団体等監査における指摘事項及び改善策について

| NO. | 指 摘 事 項 | 改 善 策 |
|-----|--|--|
| (1) | <p>【社会福祉法人東海村社会福祉協議会補助金について】</p> <p>①当年度の補助金については、職員人件費などの面で大きな補正減を行い、決算で4,939,557円の返還金を出し、そのうえ次年度繰越金が43,427,951円という大きな余剰が出ている。これは申請者の申請書提出時の事業計画の見通しが出来ていないことと予算積算が非常に甘いものがあること、さらに所管課が事業経費の評価が出来ていないことによるものである。</p> <p>高齢化時代に対応する新事業を立ち上げて自らが事業推進すること、従来の事業取組みを踏襲した予算積算では効率効果的な予算執行は出来ない。また、貸借対照表の流動資産の膨らみは新事業を立ち上げてこなかったことにも起因するものである。</p> <p>次年度からは全ての事業の見直しをし、補助金が今以上に効率効果的なものにするよう努めてほしい。</p> | <p>平成26年度分の返還理由としては、敬老会記念品が入札により単価が下がったなど、予算編成時には予測できなかったことによるものが大きいですが、今後は、多額の返還金が発生しないよう、審査をより緻密に行うよう努めます。</p> <p>補助金交付申請については、事業計画や収支予算書等の提出資料だけでなく、社会福祉協議会の職員からヒアリングを行うなど、精査するように努めます。</p> |
| | <p>②実績報告が3月31日に行われ、同日に確定通知及び補助金超過交付分の返還通知を出しているが、規則では返還通知日から20日以内に返還しなければならないのに、返還日が5月26日であった。社会福祉協議会並びに所管課は規則を順守し、補助金行政が健全に行われるよう努めること。</p> | <p>返還手続きについては、規則等に従って速やかに行うよう社会福祉協議会へ指導いたします。</p> |
| (2) | <p>【東海村総合福祉センター指定管理業務委託料について】</p> <p>①指定管理受託金の返還金が21,432,847円、次年度繰越金9,723,441円という多額の余剰金が出ている。これは申請金額が人件費と事務費の積算が精密に行われていないことによるものである。これからは事業内容を再点検して返還金が出ないように努められたい。</p> | <p>指定管理料の審査については、社会福祉協議会補助金と同様に、事業計画や収支予算書等の提出資料だけでなく、社会福祉協議会の職員からヒアリングを行うなど精査するよう努めているところです。今後も、前例を踏襲することがないよう留意しながら審査するよう努めます。</p> |
| | <p>②総合福祉センター指定管理協定では、事業報告を事業年度終了後30日以内に提出することになっており、事業完了検査も同年度3月31日に終了しているにもかかわらず返還金が5月26日に返還されていたので、事業完了検査終了後20日以内には返還するよう努められたい。</p> | <p>指定管理料の返還手続きについても、社会福祉協議会補助金の返還手続きと同様に、規則等に従って速やかに行うよう社会福祉協議会へ指導いたします。</p> |